

「TOKUSHIMA URBAN SPORTS FESTA」企画運営業務仕様書

1 委託事業名

「TOKUSHIMA URBAN SPORTS FESTA」企画運営業務

2 目的

徳島県スポーツコミッションが取り組む「Love&Fan! とくしまスポーツ活性計画」の一環として、ファッショナブルかつ競技性のあるアーバンスポーツを中心とした、個人や少人数でも楽しめ、誰もが参加しやすい運動やスポーツの体験機会を提供することにより、体を動かす楽しさやスポーツの魅力を伝え、生涯にわたるスポーツライフのきっかけづくりに寄与する。

3 概要

- (1) 事業名 TOKUSHIMA URBAN SPORTS FESTA
- (2) 開催日時 令和8年2月23日(月・祝) 10時から16時まで
- (3) 開催場所 アスティとくしま
- (4) 主催 徳島県、徳島県スポーツコミッション、
公益財団法人徳島県スポーツ協会
- (5) 入場料 無料(体験会は、一部実費負担あり)
- (6) 内容

アーバンスポーツを中心とした、運動やスポーツのきっかけづくりとなるような次に掲げる事業。

- ① スポーツ体験及びステージイベント
 - ア ゲストによるパフォーマンスショー
(BMX、スケートボード、ブレイキン等)
 - イ コンテスト、参加型イベントの実施
 - ウ アーバンスポーツ・レクリエーションスポーツ体験
内容: BMX、ランバイク、スケートボード、パルオニ、
体力測定及びレクリエーションスポーツ体験等
 - エ 第3回 徳島県知事杯 腕ずもう大会
 - オ ピラティス体験会
 - カ オブスタクルボックス体験会
- ② スポーツ絵画コンクール入賞作品の展示
- ③ PRブース、飲食・物販ブース
 - ア 徳島県PRブース
 - イ 協賛企業・団体PRブース
 - ウ 飲食・物産等販売ブース

各イベント実施場所 ※実施内容により変更の可能性がある

実施内容	実施場所
スポーツ体験、ステージイベント	多目的ホール
腕ずもう大会	1階会議室
ピラティス体験会	1階会議室
PRブース、飲食・物販コーナー	エントランスホール

4 業務内容

(1) 「2 イベントの概要」に基づくイベントの企画及び実施

- ① 主催者、施設管理者、運営団体、出演者等関係機関及び団体との連絡調整、運営備品等の調達、その他必要な業務（必要な許認可等申請、届出等の手続きを含む）。
- ② 運営管理に必要な管理監督者及び全体の進行担当者等の配置
- ③ 運営に必要なスタッフ及び警備員の配置（各体験会の指導者及び受付・誘導等スタッフを含む）
- ④ 司会者及び音響等の専門的技術者の配置
- ⑤ 全体のプログラム及び進行台本の作成・提出
事前リハーサル等を含め、関係者、出演者と十分に調整を図った上で円滑な運営を行うこと。
- ⑥ 運営マニュアル及びEAP（緊急時対応計画）の作成・提出
（参考）EAP作成の手引き
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/bosai/kikikanri/7238950/>
- ⑦ 司会者、パフォーマンスショーのゲストは、委託者と別途協議すること
- ⑧ コンテスト及び腕ずもう大会の賞品は、委託者において調達する
- ⑨ 徳島県PRブース、協賛企業・団体PRブースは委託者で運営するため、ブースの手配、設営撤去のみ行うこと
- ⑩ 体力測定及びレクリエーションスポーツ体験は設置者で運営するため、ブースの手配、設営撤去のみ行うこと
- ⑪ パフォーマンスショーや体験会に必要なコース及びセクションの手配、設営撤去（フロアの養生を含む）
- ⑫ 体験会は一部有料（実費負担）とする。この際の収入は委託者へ納めること。
- ⑬ 飲食、物販については、とりまとめ団体等と協議し、出店者を決定すること。また、テーブルと椅子を設置し、飲食可能なエリアを確保すること。
- ⑭ その他制作物の作成
- ⑮ その他付随する業務

(2) 会場設営及び撤収

- ① 会場の設営及び撤収
- ② 音響等機材の設営及び撤収
- ③ 会場装飾、看板・サイン等の作成、設営及び撤収
- ④ 必要な備品、消耗品、資材等の調達

- ⑤ 会場の清掃及びゴミの回収・廃棄
- (3) 広報業務
 - ① 参加者募集、開催告知に必要な広報活動
 - ② チラシ・ポスター（デザイン含む）の作成、印刷及び配布（配布先及び部数も提案に含む）
 - ③ メディア等多様な広告媒体を活用し、広く周知すること。
- (4) その他イベント実施に必要な事項
 - ① 安全対策（会場及び駐車場の安全管理、イベント保険の加入、看護師の配置等）を行うこと
 - ② 円滑なイベント運営に付随する業務

5 業務報告

- ① 事業終了後に業務報告書を紙媒体（1部）及び電子データで提出すること。
- ② イベントの様子を撮影し、写真及び動画の電子データを成果品として提出すること。なお、本業務で作成した成果品の著作権は、委託者である徳島県スポーツコミッションとくしまスポーツ活性化委員会に帰属する。

6 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 受託者は業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務中に知り得た内容について第三者に情報を漏らしてはならない。
- (4) 災害、公衆衛生に関わる緊急事態等により、事業の中止や内容の変更等を行う場合がある。
- (5) 業務を実施する上で必要となる施設借上げに関する経費及び事務は、委託者において対応する。
- (6) 受託者は、その責めに帰するところにより施設若しくは設備等を汚損し、損傷し又は亡失したときは、委託者の指示するところにより原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日徳島県条例第55号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。